

令和5年8月25日

第177回 遠野市農業委員会総会議事録

第177回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年8月17日
告示番号 遠野市農業委員会告示第14号
会議年月日 令和5年8月25日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、
17番 河内克倫、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 菊池正浩

事務局次長兼
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第177回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 遠野市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の
制定に係る専決処分の報告について
報告第3号 農地専門委員会に付議した事項について
議案第27号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否
決定について
議案第28号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員
の指名について
議案第29号 農用地利用集積計画の決定について
議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第31号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第32号 遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について
議案第33号 遠野市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正す
る規則の制定について
議案第34号 遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則の一部を改正する規
則の制定について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>ご苦労様でございます。それでは、ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に「遠野市農業委員会憲章」の朗唱を行います。ご起立をお願いします。先唱を10番、鈴木重徳委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>ご着席をお願いします。</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第177回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思います。 8月1日、東南部地域センターで、令和5年度第1回岩手県農業保険加入推進協議会推進会議に出席してございます。 8月9日、あえりあ遠野交流ホールで、遠野市戦没者追悼・平和記念式に参加してございます。 8月18日、本庁舎で、令和5年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会に出席してございます。なお、今年度は3年ぶりに研修会も予定してございます。ただし、コロナが増えてきていますので、状況を見て判断させていただきたいと思います。 以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明を願います。</p>
事務局	長	<p>遠野市農業委員会事務事業経過報告をいたします。 7月27日、附馬牛（根岸・上柳）地区検討会を行ってございます。 7月28日、青笹（1・2区）地区検討会。 7月31日、遊休農地解消活動のエゴマ摘芯作業。 8月7日、第2回農地専門委員会と第2回農業委員会だより編集委員会会議を開催してございます。 8月8日、農地法等申請締め切り日でした。 8月17日、農地転用等現地確認調査を行ってございます。 8月21日、附馬牛（小林・久手・荒川・片岸）地区検討会。 8月23日、第5回運営委員会を開催。 8月25日、本日は、第177回遠野市農業委員会総会。この後、第3回農地利用最適化推進検討会。その後、第2回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会を行う予定となっております。 8月26日以降の主な行事予定は記載のとおりですので説明は省略します。</p>
議	長	<p>【報告事項】 次に、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局	長	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告について。1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は11件です。 内容は、番号4番を除き、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番、2番、8番、10番は妻が、番号3番、5番、6番、7番、9番、11番は子が相続しています。番号4番は時効取得により耕作者が権利取得したもので</p>

		<p>す。</p> <p>今後については、番号1番、一部自己管理、一部貸付。番号2番から番号5番、自己管理。番号6番、山林化のため農地パトロールリストに登録済。来年度に調査をする予定となっております。番号7番、自己管理。番号8番、9番、一部自己管理、一部貸付。番号10番、荒れていることから農地パトロールリストに登録済。番号11番、一部自己管理、一部貸付。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局からの報告に質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>報告第2号、遠野市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定に係る専決処分の報告について、事務局にその内容の説明を願います。</p>
事務局次長		<p>3ページです。報告第2号、遠野市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定に係る専決処分の報告についてです。遠野市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。</p> <p>それでは報告第2号、別紙(全文)資料をご覧ください。この基準は、遠野市農業委員会におけるタブレット型端末機の使用に関して必要な事項を定めたものです。第2条は用語の定義です。第4条は端末機の取扱い。第5条は禁止事項。第6条は個人情報の取扱い。第7条は会議中の使用における禁止事項。第8条は違反行為に対する措置。第9条は遵守事項、4ページには遵守事項として10項目を定めております。</p> <p>詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。なお、第3回検討会その他においても同様の説明をしたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局からの報告に質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>報告第3号、農地専門委員会に付議した事項について、報告します。遠野農業振興地域整備計画変更案に係る事前検討について、令和5年8月7日に開催した第2回農地専門委員会で協議した結果を多田登農地専門委員長から報告を受けましたので、私の方から総会へ報告をいたします。</p> <p>遠野市長から意見を求められた遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見については、農用地区域からの除外4件について現地確認をしたうえで協議を行った結果、「異議なし」と判断したとのことでした。なお、この件につきましては議案第32号としてご審議いただくこととしております。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農地専門委員会の皆様ご苦労様でした。</p> <p>それでは、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。</p> <p>発言しようとするときは挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号と氏名を宣言のうえご発言を願います。なお、総会は傍聴者がいる場合があります。同様に議事録の関係もありますので、発言の際は個人情報保護の観点から個人の特定につながる氏名、住所などの発言をしないように願います。また、自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。最後に携帯電話につきましては、会議中は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。</p>

議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に11番、鬼原壽一委員、12番、菊池陽佑委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。</p>
農 地 係 長	<p>4ページ、5ページになります。第177回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計2件、12,608㎡。</p> <p>利用集積、今月計8件、44,793㎡。</p> <p>法第4条、今月は申請ございませんでした。</p> <p>法第5条、今月計4件、3,444㎡。</p> <p>適用外、今月計2件、764㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月はありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第27号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局から説明を願います。</p>
農 地 係 長	<p>6ページです。議案第27号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから、これまで耕作してもらっている譲受人に譲り渡すものです。譲渡人と譲受人は親戚同士ということです。</p> <p>番号2番、夫から妻へ贈与するものです。申請地は妻の父の農地を相続したものでしたが、今回、妻の名義にしたいとのことで申請が出されたものです。</p> <p>以上2件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員の菊池です。8月17日に、事務局3名、農業委員2名、推進委員3名で現地確認をしました。場所はこの自宅の隣接地です。譲受人の耕作地に隣接している農地であることに合わせて耕作に便利であること、適正なことで、問題ないことを確認しました。2については、場所は●●●●●から東へ2キロくらい、自宅周辺の農地であり、世帯間の贈与であり耕作については何ら支障ないことを確認しました。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	<p>【日程第3】 日程第3、議案第28号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
農 地 係 長	<p>7ページです。議案第28号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものです。 あっせんの申出内容につきましては、売り渡しの申出2件であり、内容につきましては記載のとおりです。番号1番及び2番のあっせん委員として、佐々木義弘農業委員、昆野裕子農地利用最適化推進委員を指名するものです。 説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第4】 日程第4、議案第29号、農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>8ページから10ページです。議案第29号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請はすべて新規で、件数は8件です。内5件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。 番号1番、契約期間10年の賃貸借権設定です。 番号2番、3番、契約期間2年7カ月の使用貸借権設定です。 番号4番、契約期間10年の賃貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号5番、契約期間10年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号6番、契約期間10年の賃貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号7番、契約期間10年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号8番、契約期間10年の賃貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>

議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
農地係長		<p>11ページです。議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、工事現場事務所及び資材置場等を目的とする一時転用で、転用期間は3年です。申請人は、現在借り受けている既存の資材置場に両側を挟まれている申請地について、資材置場として一時転用し、利便性の向上を図るものです。申請地は休耕している畑で、第1種、第3種に該当しない第2種農地であります。今回、借り受けている既存の資材置場に両側を挟まれている場所にあることから、代替性に該当し許可ができるものと判断いたしました。申請地は砂利敷きとし土砂の流出を防ぐこと、また、柵を設置し安全確保を図ることを事業計画書で確認しております。事業完了後は速やかに原状回復する計画であることも事業計画書で確認済みです。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、サイレージ置場の整備を目的とする転用です。申請人は、牧草の刈り取り後のロールベールサイレージ置場が不足していることから、サイレージ置場を整備するものです。申請地は自宅及び畜舎に近く、市道に接し利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は休耕している田で、第1種、第3種に該当しない第2種農地であります。今回、サイレージ置場の整備にあたり、必要な面積が確保でき道路幅4メートル以上の条件で位置検討した結果、条件を満たし地権者の同意が得られたのが申請地のみであり、他に代えうる土地はないことから代替性に該当し、許可できるものと判断しました。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号3番、駐車場整備を目的とする転用です。申請人は、自身が代表役員を務める寺の来客用駐車場が不足していたところ、譲渡人から寄付の申し入れがあり、来客用駐車場を整備しようとするものです。申請地は、寺の隣接地で市道に接し利便が良いことから適地としたものです。申請地は休耕中の田で、第1種、第3種に該当しない第2種農地と判断しました。申請地は寺の隣接地で市道に接しており、他に代えうる土地はないことから、代替性に該当し許可できるものと判断しました。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号4番、車両置場を目的とする転用です。申請人は市内で生コンクリート製造業を営む法人であります。生コンクリートの受注が増大した場合ミキサー車をリースし業務を行っていますが、会社敷地内にはリース車を置くスペースがないためリース用ミキサー車専用の車両置場を整備しようとするものです。申請地は会社から近い場所にあり、国道107号及び283号に接道し釜石自動車道宮守インターにも近く、交通の便が良いことから適地として選定したものです。申請地は300メートル以内に駅、役場等の公共公益的施設があり、第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。申請地は、転圧し土砂の流出を防ぐ計画であることを事業計画書で確認</p>

	<p>しております。事業費については自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確保しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上4件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、よろしくお願ひします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区の大里です。8月17日、事務局3名、農業委員2名、推進委員3名で現地を確認いたしました。場所につきましては、●●●●●の国道を挟んで向かい側の●●●●●が宿舎にしていたところでございます。確認しましたが、問題なしと思われまます。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願ひします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区の佐々木恵美子です。ご報告いたします。8月17日に現地確認をいたしました。当該地は、●●●●●の●●●●●に隣接する雑種地です。譲受人の自宅と作業場の近くであり、サイレーヅ置場を目的としております。作業効率の面や、地域の担い手として妥当であると判断いたしました。</p>
議 長	<p>●●●地区担当推進委員、お願ひします。</p>
推 進 委 員	<p>●●●地区担当推進委員、多田でございます。8月17日、現地確認いたしました。この場所は、●●●という●●があるのですがその隣接地です。寄付するということなのですが、特に問題ないと思ひます。農業委員1名、推進委員2名、事務局3名で確認しております。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願ひします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当の菊池です。8月17日、農業委員1名、推進委員2名、事務局3名で現地確認しました。場所は、●●●より下り約200メートルのところですが。前に●●●●●の仮事務所があったところですが、工事が終了して現状復帰となっております。何の問題もありませんでした。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第6】</p> <p>日程第6、議案第31号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、上程いたします。事務局から説明を願ひます。</p>
農 地 係 長	<p>12ページです。議案第31号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p>

	<p>番号1番、申請人の亡祖父が、平成4年に居宅を建築し現在にいたってしまったものです。今回、相続登記を行った際に農地であることが判明したものです。当時、申請人の亡祖父が、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>番号2番、申請人が、平成元年に物置を建築し現在にいたってしまったものです。今回、売買するにあたり土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。当時、申請人が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上2件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当の萩野です。8月17日、農業委員1名、推進委員2名、事務局3名で現地確認に行ってきました。場所は●●から、●●●の前の道路を東側に真っ直ぐ進みますと●●●●●●●●がありますが、その交差点を左に曲がって7、80メートルの住宅地の中にある場所です。現在は人が住んでいませんが立派な家が建ってまして、宅地と確認してきたところでは。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区の昆です。17日、事務局3名、農業委員2名、推進委員1名で現地確認を行いました。場所は●●●●●地区でございます。田に宅地として建っているということで、宅地として良いでしょうということでした。以上でございます。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】 日程第7、議案第32号、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農 地 係 長	<p>13ページです。議案第32号、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定についてです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、遠野市長から意見聴取がありましたので、農業振興地域整備計画のうち下記の農用地利用計画の変更について意見の決定を求めるものです。農用地利用計画の変更概要は、農用地区域からの除外4件です。事業計画地の選定にあたっては事業面積を必要最小限に、かつ周辺農地への集団化、効率化に与える影響を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため申請地での事業を計画しているものです。それでは説明いたします。お手元にお配りしております議案第32号の別添資料をご覧ください。</p> <p>番号1番、1-1ページをご覧ください。事業計画者は現在貸家で暮らしていますが、将来の生活を考えるうえで夫の実家の近くで暮らしたいことから、自己住宅を建築しようとするものです。計画にあたっては、将来自分の子育てや親の面倒をみるな</p>

ど互いに家族で協力したいことから、夫の実家周辺に新たに新築しようとするもので、農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は440㎡です。事業計画は記載のとおりです。

農用地区域からの除外に関する位置選定検討表は1-6、検討場所は1-7～1-9のとおりです。事業実施の位置検討にあたり、夫婦の実家の近接地を条件にAからDの4カ所を比較検討した結果、A及びBは農用地区域外で妻の実家に近いが、Aは面積が過大で地権者の同意が得られなかった。Bは中古住宅が建っており、建物の耐久性に不安を感じ断念した。Cは農用地で、夫の父の所有地であるが、農地転用許可が見込めず開発困難。Dは農用地ですが、夫の父の所有地であり、父の同意が得られ、開発に支障がないことから適地としたものです。

番号2番、2-1ページをご覧ください。事業計画者は事業拡大に伴い、令和3年度に倉庫及び資材置場、従業員及び重機車両の駐車場を整備しましたが、その後の更なる事業拡大等で重機車両と社用車等の出入りが激しくなり、従業員用の駐車スペースが手狭になるとともに危険回避のために従業員駐車場を別の場所に整備しようとするものです。計画にあたっては、会社事務所に近い土地を検討し必要最小限の面積で、かつ、周辺農地への集団化、効率化に与える影響等を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため除外申請がなされました。除外面積は976㎡です。事業計画は記載のとおりです。

農用地区域からの除外に関する位置選定検討表は2-6、検討場所は2-7のとおりです。事業実施の位置検討にあたり、必要面積の確保、道路幅4メートル以上の条件でAからDの4カ所を比較検討した結果、AからCはいずれも農用地で地権者からの同意が得られなかった。Dは農用地であるが地権者の同意が得られ、開発に支障がないことから適地としたものです。

番号3番、3-1ページをご覧ください。事業計画者は現在、妻、娘夫婦、孫二人の6人で生活していますが、家族が増えたことで手狭となり現在の敷地内に新築を計画しましたが、岩手県がけ条例の適用で新築が不可能となりました。そのため、安定した生活環境を確保することが必要なことから、新たな場所に自己住宅を建築しようとするものです。事業計画地の選定にあたっては、事業面積を必要最小限に、かつ、周辺農地への集団化、効率化に与える影響を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため申請地での事業を計画し農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は500㎡。事業計画は記載のとおりです。

農用地区域からの除外に関する位置選定検討表は3-6、検討場所は3-7のとおりです。事業実施の位置検討にあたり、必要面積の確保、道路幅4メートル以上の条件でAからDの4カ所を比較検討した結果、Aは農用地区域外で現住居の隣接地であるが、岩手県がけ条例の適用地のため開発困難。B及びCは地権者の同意が得られない。Dは農用地ですが地権者の同意が得られ、開発に支障がないことから適地としたものです。

番号4番、4-1ページをご覧ください。事業計画者は現在実家で、両親、祖父、妻、子供の7人で生活していますが、現住居では手狭で日常生活に支障をきたしていることから、安定した生活環境を確保するため新たな場所に自己住宅を建築しようとするものです。事業計画地の選定にあたっては、事業面積を必要最小限に、かつ、周辺農地への集団化、効率化に与える影響を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため申請地での事業を計画し農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は377㎡。事業計画は記載のとおりです。

農用地区域からの除外に関する位置選定検討表は4-6、検討場所は4-7のとおりです。事業実施の位置検討にあたり、必要面積の確保、道路幅4メートル以上の条件でAからDの4カ所を比較検討した結果、AからCは地権者の同意が得られない。Dは農用地ですが、自宅の隣接地であり開発に支障がないことから適地としたものです。

以上4件につきまして、令和5年8月7日に農地専門委員会で現地を確認し、その後の会議で検討した結果、農用地区域からの除外については「異議なし」として会長に報告しております。ご審議よろしくお願いたします。

議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第8】 日程第8、議案第33号、遠野市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局次長		14ページです。議案第33号、遠野市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定についてです。遠野市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものです。議案第33号別紙（改正全文）資料と一緒にご覧ください。 題名を次のように改める。「遠野市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」。 第1条中「遠野市」の次に「農業委員会」を加える。 第5条中「遠野市」の次に「農業委員会」を加える。 第7条中「、別に定める遠野市」の次に「農業委員会」を加える。 様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「遠野市農地利用最適化推進委員」を「遠野市農業委員会農地利用最適化推進委員」に改める。 附則として、この規則は令和5年8月25日から施行する。 提案理由は、名称を改正しようとするものである。 説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第9】 日程第9、議案第34号、遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則の一部を改正する規則の制定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局次長		15ページです。議案第34号、遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則の一部を改正する規則の制定についてです。遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものです。議案第34号別紙（改正全文）資料と一緒にご覧ください。 題名を次のように改める。「遠野市農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会規則」。 第1条中「遠野市」の次に「農業委員会」を加える。 附則として、この規則は令和5年8月25日から施行する。

		提案理由は、名称を改正しようとするものである。 説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第34号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
4 番 委 員		はい。
議	長	4 番、藤田委員。
4 番 委 員		4 番、藤田です。前回の総会で要望したのですが、現地確認した場所の写真を総会の場で見せられないかということで要望していたのですが、内部で検討しますということで、今回はなかったのですが、ということは内部では写真の掲載はしないということで結論付けたのかどうか聞きたいです。
議	長	それに関しては、事務局からその他で説明がございますので、その時点で事務局から報告させます。 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	それでは、事務局から。
事務局次長		その他(1)、令和5年度岩手県農業委員会大会への要請事項について、資料をご覧ください。第176回総会の議案第26号で提案した内容につきまして8月18日の第1回上閉伊地方農業委員会連絡会にて遠野市、釜石市、大槌町の提案を取りまとめ合意を得た要請事項となっています。 大項目のIの1の(1)、地域計画の策定推進は「継続する」。(2)、農地中間管理事業の推進は「もっと強調する」。なお、追加提案として、「意欲的な担い手の経営を支援するため、簡易な基盤整備における地方自治体及び農業者の負担を軽減する措置を講じること」。また、新たな提案事項として、「担い手不足に対応して、特定農用地利用規程により地域の農地利用の相当部分を担う特定農業法人及び特定農業団体による遊休農地の解消・農地の保全管理等の取組みを推進するため、税制、金融等の支援措置について検討すること」。(3)、新規就農者の確保、育成対策の充実は「継続する」。追加提案として、「個人経営体における共同経営も継承の一形態と認め、農業委員会などの適切な第三者による立会のもと、家族経営協定で親子での共同経営について明確に定める場合も対象とすること」。 続きまして2ページです。 2、農業生産基盤の着実な整備推進は「継続する」。 3の(1)、生産資材の価格高騰等に対する支援の実施は「継続する」。(2)、水田活用の推進、①は「継続する」。②は「もっと強調する」で、継続及びもっと強調で要望するというので、「水張要件の撤回が望ましいが、現行の「生産現場の水田活用の実

	<p>態を踏まえた運用とすること」で継続を要望する。 続きまして3ページです。</p> <p>4、農業委員会組織の事務局体制の充実強化。①は「継続する」。②は「もっと強調する」で、追加提案として、「農業委員会では限られた人員体制の中で農地利用の最適化を実現すべく活動を行っているが、人・農地プランの取組みや増加する遊休農地対策への対応等により業務量が過重になっていることから、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担や処遇はもとより、実態を踏まえた活動体制の対策を講じること。また、農業委員会の最適化活動日数目標について、委員が農業などの本業の傍らで活動することから過度な目標設定を定めないとすること」。</p> <p>5、国産食料供給体制の強化は「継続する」。 4ページです。</p> <p>大項目のⅡ、1、東日本第震災後津波・原発事故からの再生に向けた支援の継続。①は「継続する」。②は「もっと強調する」で、追加提案として、「福島第一原子力発電所処理水の処分にあたっては、安全性を再確認するとともに、国内外に対し新たな風評被害が発生しないことを前提に対応すること」。</p> <p>2、野生鳥獣被害防止対策の充実は「もっと強調する」で、さらに強く要望するというので、「①地域主体の多様な取組みへの支援を長期的に講じるとともに、捕獲後に適切な処理を行うよう指導、育成をしていただきたい。②年々、シカ、イノシシ等による危害増大していること、クマの出没件数や野生サルの被害も増えていることから、鳥獣被害が拡大していることを強調していただきたい。③ニホンザルの鳥獣対策部門に特定計画の策定を強く働きかけをしていただきたい」。新たな提案事項として、「実効ある鳥獣害対策には、ジビエの利活用が重要であるため、有害鳥獣の処理施設のさらなる整備等、ジビエ利活用を積極的に推進すること」。</p> <p>その下です。上記のほか、新たに追加したい要請事項として、岩手県農業会議に對しまして、「毎年、要請事項の依頼が7月中旬（本年は7月14日）の通知となりますが、総会等で意見集約するのに期間が短いため提案内容を精察できずにいることから通知（依頼）を早めていただきたい」。さらに、「要請事項の提案に際し、継続など提案する際に前年度の要請提案がどの程度効果があったのか具体的な数値及び予算金額を示していただきたい」旨について要請することとしました。</p> <p>なお、この要請事項につきましては、沿岸広域圏の幹事である陸前高田市農業委員会へ提出し、さらに沿岸広域で取りまとめられたものが岩手県農業会議へ報告されるものとなっています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これは、8月18日に上閉伊地区農業委員会連絡会で協議した結果、先ほど事務局が説明したとおり、沿岸の陸前高田市に送付することになってございます。 それでは、その他(2)。</p>
事 務 局 長	<p>藤田委員からの提案の件について、報告をさせていただきます。7月25日の第176回総会において、現地確認調査の写真資料についてタブレットなどで確認する提案が藤田委員からございました。事務局で検討するとともに、8月23日開催の第5回遠野市農業委員会運営委員会においてご意見を伺い、結論としてですが、通常の場合、写真確認は総会では行わないことといたしましたのでご報告いたします。内容としては、現地確認で農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員含めて現地確認を實際行って総会で結果報告をするという手順を踏んでいるということがあります。また、實際、運営委員会の方で写真付きの資料を準備して見ていただいたのですが、やはり写真はどうしても情報の一部しか出ない、やはり周りの環境も含めて現地確認をすることでその内容の報告にともなって判断するものであろうということで、写真については総会では使わないということになりましたので報告いたします。</p>
議 長	<p>4番、藤田委員、よろしいですか。</p>
4 番 委 員	<p>はい。</p>

議 長	その他は。
事 務 局	ありません。
議 長	<p>【閉会】 それでは以上をもちまして第177回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。</p> <p>午後2時35分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>

